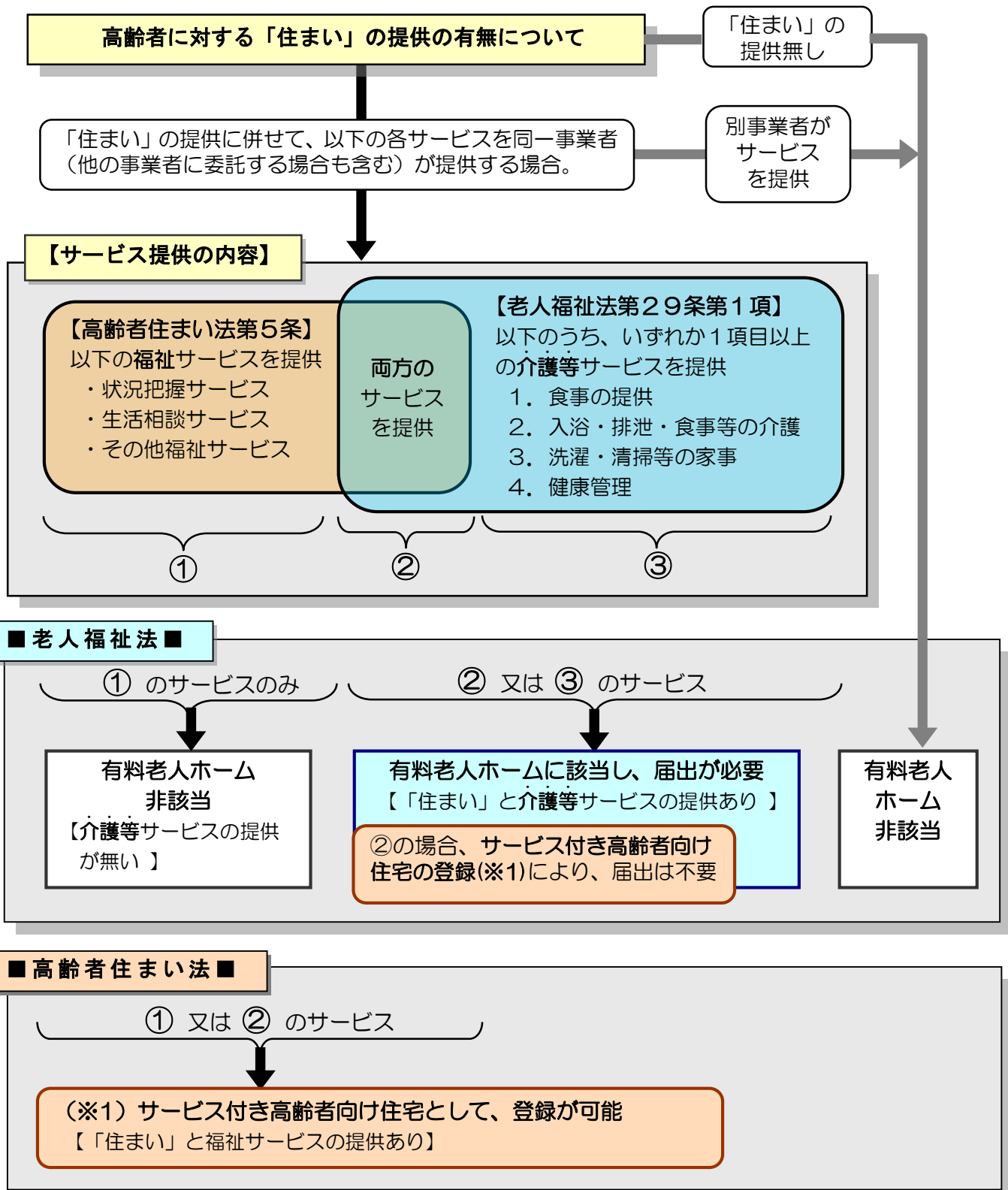


■有料老人ホームの判断フローについて（建築基準法の用途取扱い）



■サービス付き高齢者向け住宅の建築基準法上の用途の取扱い■

- ・①の場合、老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームに該当しないことから、建物の平面形態等に応じて、共同（又は長屋）住宅、若しくは寄宿舍として扱う。
- ・②又は③の場合、老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームに該当することから、建物の平面形態に関係なく、建築基準法上の用途も“有料老人ホーム”として取り扱う。